

府 政 共 生 265 号
平成 30 年 4 月 11 日

都道府県・政令指定都市 青少年行政主管課長 殿

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年支援担当）
(公印省略)

平成 30 年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項について（通知）

平成 30 年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項を別紙のとおり定めたので通知します。

都道府県におかれては、管下の市（区）町村（政令指定都市を除く）に周知願います。

都道府県・政令指定都市並びに市（区）町村におかれては、管内に設置された困難を有する子供・若者の支援又は相談を行う各相談機関（子ども・若者総合相談センター、ひきこもり地域支援センター、青少年センター、教育相談機関（相談窓口）、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等）に周知願います。

また、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の困難を有する子供・若者に対する支援及び相談に関する事業を受託している民間団体並びに当該分野において活動している団体等に周知するほか、特定非営利活動法人等の市民活動に関する情報提供を目的としたホームページに掲載願います。

なお、標記の応募に際しては、参加を希望する者が内閣府担当宛てに必要な書類を直接送付することとしています。

＜問い合わせ先＞

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1-8 階

(中央合同庁舎第 8 号館)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年支援担当 工藤

TEL: 03-5253-2111 (内線 38248)

03-6257-1439 (直通)

平成 30 年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項

1 趣旨

内閣府では、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づき、平成 22 年度からニート・ひきこもり、不登校等の社会生活を営む上で困難を有する子供・若者（以下「困難を有する子供・若者」という）の支援に携わる人材を養成するため、「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施している。

本研修は、困難を有する子供・若者の支援又は相談業務に従事する職員を対象に、アウトリーチに必要とされる知識・技法及び地域における関係機関との連携並びに多職種が協調した支援の在り方等を広く習得する研修として実施する。

平成 30 年度においては、本要項のとおり、研修生の募集を行うものとする。

2 応募資格

（1）応募資格

次の（ア）、（イ）に該当する者については、以下の①～⑥の全てに該当する者とする。

（ウ）に該当する者については、以下の②～⑥の全てに該当する者とする。

（ア）公的機関職員

子ども・若者総合相談センター、ひきこもり地域支援センター、青少年センター、教育相談センター、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の都道府県・市（区）町村の機関（地方独立行政法人職員等、地方公務員に準ずる者を含む。）において、困難を有する子供・若者に関する支援又は相談業務に従事しており、おおむね 3年以上 の当該分野での経験を有すること。また、本研修の受講後に業務としてアウトリーチを行うことが予定されている者であること。

（イ）民間団体職員

公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人その他の団体に所属し、困難を有する子供・若者に関する支援又は相談を行っており、おおむね 3年以上 の当該分野での経験又は活動実績を有すること。また、本研修の受講後にアウトリーチを行うことが予定されている者であること。

また、所属する団体が、特定非営利活動促進法第 12 条第 1 項第 3 号を満たし、かつ、当該団体の役員（権利能力なき社団にあっては、代表者）が同法第 20 条各号、国家公務員法第 38 条各号及び地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないこと。

なお、本人は国家公務員法第 38 条各号及び地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないこと。

（ウ）上記以外の者

短期大学、専門学校、大学又は大学院の教育、福祉、保健、医療等に関連する学

科・研究科を 卒業又は修了した 30 歳未満の者 であって、困難を有する子供・若者に関する支援（特に訪問支援）若しくは相談業務に携わる者又はこの分野での活動を希望する者であること。

また、国家公務員法第 38 条各号及び地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないこと。

- ① 所属機関・団体において 週 3 日以上 の勤務実績がある者であること。
- ② 自己の年齢や実績、所属機関での役職にかかわらず、「研修生」として学ぶ意欲を有し、広く学びを得るために柔軟な受講姿勢を有する者であること。
- ③ アウトリーチの在り方について「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省平成 22 年 5 月公表）「4－5 訪問支援（アウトリーチ型支援）」に示された内容を理解し、同意できること。
- ④ 研修の全日程（合同研修前期・実地研修・合同研修後期）に参加できる者であること。
- ⑤ 各種提出物について内閣府が指定した期日を守れる者であること。
- ⑥ 内閣府が主催する過去のアウトリーチ（訪問支援）研修の受講者でないこと。

（2）所属する団体の長による推薦

上記（1）の（ア）、（イ）に該当する職員は、所属する機関・団体の長の推薦を必要とする（別紙様式 4）。

3 募集人数及び応募方法等

（1）募集人数

20 名以内とする。なお、応募者が 20 名以下の場合であっても、全ての応募者が受講できるとは限らない。

（2）応募方法

上記 2（1）の（ア）、（イ）に該当する者については以下の①、②、④～⑥を、（ウ）に該当する者については以下の①、③、④、⑥、⑦の書類（各 1 部）を当担当宛てに郵送する。

- ① 略歴書（別紙様式 1）
- ② 出願票（別紙様式 2－1）※公的機関及び民間団体職員用
- ③ 出願票（別紙様式 2－2）※公的機関及び民間団体職員以外用
- ④ 実地研修先として希望する研修受入団体と研修期間（別紙様式 3）
- ⑤ 所属機関・団体の長からの推薦書（別紙様式 4）
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する誓約書（別紙様式 5）

⑦ 上記 2 (ウ) の各学校を卒業したことを証明する修了証書等の写し

(3) 留意事項

(ア) 別紙様式 3 については、希望する研修受入団体（及びその日程）を **第 6 希望** まで記入する。

(イ) ①～⑥については、当担当から各自が希望する研修受入団体に送付する。

なお、④については各自が希望する受入団体についての希望理由（必要に応じて希望日程）の部分のみを送付する。

ただし、実地研修先については、**必ずしも希望どおりになるものではなく**、必要に応じて、内閣府及び研修受入団体で調整を行う。

(ウ) 公的機関職員については自己の所属する機関及び同系統の機関を、民間団体職員については自己の所属する団体及び同系統の団体を実地研修先として希望することはできない。

(4) 応募先及び本事業に関する問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎第 8 号館 8 階

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付青少年支援担当 工藤

TEL：03-5253-2111（内線 38248）

※応募書類のワード及びエクセルデータが必要な場合は、上記担当者に連絡すること。

(5) 募集締切

本年 6 月 13 日（水）必着

4 研修生の決定

(1) 内閣府は、研修受入団体と調整の上、平成 30 年 6 月 29 日（金）までに研修生を決定する。研修生の選考理由については回答しない。

(2) 応募書類の返却はしない。

(3) 選考の結果は、研修生が所属する機関・団体の長に対して通知する。また、研修生全員の氏名及び所属団体名を各都道府県・指定都市青少年行政主管課に通知する。

(4) 選考の結果、研修生として選定されなかった者については、所属する機関・団体の長に対して通知をする。

5 研修内容

本研修は、合同研修前期、実地研修、合同研修後期の 3 部構成としている。各研修の概要は以下のとおりである。

(1) 合同研修前期

アウトリーチに係る知識・技法等の向上を目的とした講義と演習を実施する。アウトリーチの対象となる当事者の特性や支援、社会資源の活用や関係機関と連携した支援方法等について、事例演習等により理解を深め、アウトリーチに必要な専門性を身につけるため、研修生は、平成30年9月10日（月）から同月14日（金）の5日間、東京において実施する合同研修前期の全日程に参加する（別添資料1）。

(2) 実地研修

研修生は、困難を有する子供・若者に対するアウトリーチ等の実績がある相談機関・団体（以下「研修受入団体」という。）に赴き、自己の所属機関・団体とは異なる支援の在り方に触れながら、アウトリーチや、アウトリーチから来所型・通所型の支援へ円滑に誘導する仕組み、関係機関との連携方法、継続的に支援を行うための組織体制・事業運営等について指導を受け、効果的な支援方策を体得するため、平成30年9月24日（月）から同年12月28日（金）の間で、内閣府が指定する研修受入団体において実施する 7日間 又は 10日間（休業日を除く）の実地研修の全日程に参加する。

研修受入団体の概要、研修内容及び研修日程は、各研修受入団体の研修計画書を参照すること。また、研修受入団体のホームページ等により情報を収集すること。

(3) 合同研修後期

合同研修前期及び実地研修で習得した内容を整理した上で、研修生間での情報共有等を目的とした演習等を行う。習得した事柄を発表するための資料等を、事前に作成し、自己が所属する機関・団体における支援方法を模索・検討するため、研修生は、平成31年2月6日（水）から同月8日（金）まで、東京において実施する合同研修後期の全日程に参加する（別添資料2）。

6 経費等

(1) 交通費

- ① 研修生が最寄りの公共交通機関の駅（注）から、飛行機又は新幹線などの特急電車等を利用して合同研修前期・合同研修後期会場及び実地研修先に赴くまでの交通費は、各1往復分のみ内閣府が負担する。

（注）最寄りの公共交通機関の駅は、自宅又は職場の最寄駅（バスも含む）とし、最寄駅から研修先に赴くまでの経路は、最も合理的かつ経済的な経路とする。

- ② 関東近郊又は実地研修先近郊に在住し、宿泊をせず、日々自宅から研修会場に通う場合に要する交通費は内閣府が負担する。ただし、飛行機又は新幹線などの特急電車を用いる場合は、上記①のとおり1往復分のみ内閣府の負担となる。
- ③ 合同研修前期・合同研修後期会場及び実地研修先に赴く際の交通移動においては、

原則として宿泊を要しない経路とする。ただし、自宅から研修会場まで研修開始日時の当日に最寄駅から研修先に移動できず、前泊・後泊を要する場合は、その旨を応募書類（別紙様式1）の備考欄に明記すること。

（2）宿泊先及び宿泊料

合同研修前期及び後期の宿泊先については、内閣府が指定する（本年は国立オリンピック記念青少年総合センター宿泊棟予定）。実地研修中の宿泊先については、研修受入団体が宿泊先を指定する場合にはそれに従い、特に指定がなければ、内閣府が指定する。なお、研修中及び実地研修中の宿泊費は内閣府が負担する。

（3）保険料

実地研修中の事故に備えるために加入する傷害保険・賠償責任保険の保険料は内閣府が負担する（公務の場合は除く）。

（4）受講料等

本研修の受講は無料であるが、食費等の個人的経費については研修生の負担とする。

7 その他

（1）研修生は研修終了後、本研修で習得した事柄を自己の所属する機関・団体等で広く共有すること。また、地域において、アウトリーチの啓発活動に可能な限り取り組むこと。

（2）応募書類の確認のため、応募者に対し、内閣府及び研修受入団体から電話又はメール等により連絡することがある。

（3）研修生の氏名及び所属先名、役職等については、研修資料として一覧を配布するとともに、研修受入団体にも送付する。

（4）研修生の住所及び連絡先等の個人情報について、本研修の運営業務を委託（飛行機・新幹線等の交通旅券の手配等の諸事務を行う）した委託業者に対し、運営業務遂行のため必要な限度で提供を行う。

（5）研修受入団体が研修計画書で提示している同行訪問において、必ずしも被支援者と対面できるとは限らない。また、研修内容について、研修受入団体及び被支援者の都合等で変更になることがある

（6）本研修において、実地研修のレポートや報告資料等の成果物の提出を求める。また、合同研修前期の開催前においても、レポート等の課題を与える場合がある。

（7）研修内容の向上のため、本研修終了後、研修生に対し、所属団体での活動報告のアンケートやレポート等の提出を求める場合がある。

（8）応募書類に虚偽があった場合には、研修生の正式決定後であっても受講を取り消す場合がある。

（9）研修生として決定した場合は、内閣府が平成22年3月に発行した「ユースアドバ

イザー養成プログラム(改訂版)」(特に第3章から第5章)及び上記2③で示した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を熟読した上で、合同研修前期に参加すること。

http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj.html

略 歴 書

(別紙様式 1)

記入日 平成 30 年 月 日

写真を貼る位置 1. 縦 36～40mm 横 24～30mm 2. 本人半身胸から上 3. 裏面に氏名記入の上糊づけ 4. 6か月以内に撮影したもの	ふりがな				男 ・ 女
	氏 名				印
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生 (満 歳)			
	現住所	ふりがな 〒			
最寄駅(バス可)	自宅： 線 駅(バス停名)		職場： 線 駅(バス停名)		
T E L		職場：		携帯：	
職場のアドレス		@			
確実に連絡のつく パソコン用アドレス (※)		@			
最終学歴	昭和 ・ 平成 年 月				
職 歴	昭和 ・ 平成 年 月				
経験年数	困難を有する子供 ・ 若者に関する支援又は相談の経験年数		約	年	か月
	困難を有する子供 ・ 若者に対するアウトリーチの経験年数		約	年	か月
現職名	役職				
現職の 職務内容					
	公的機関 ・ 民間団体 (NPO 法人等) ・ その他 ()				
	現職におけるアウトリーチの有無 有 (1 ヶ月約 件) ・ 無 ・ 実地予定 (頃予定)				
保有資格 (学習歴)	現在の職務に関連する資格のみ記入すること。				
内閣府青少年 担当が開催した 研修等の参加歴 (過去 3 年間)	例：平成 28 年度「困難を有する子供 ・ 若者の相談業務に携わる民間団体職員研修」				
備 考	(自由記述欄) 研修を受講するに当たっての健康上の不安や、参宮橋までの往路 ・ 復路の経路と移動に要する所要時間等				

※ 直接連絡のつくパソコン用アドレスがない者は、フリーメールサービスを利用し、メールアドレスを取得すること。
※ 研修生として決定した場合、内閣府青少年担当メールマガジン「内閣府子供 ・ 若者通信 ～よりそい～」に登録する。
※ このほか、内閣府に登録したアドレスに青少年関連の情報を送信することがある。
※ 公的機関及び民間団体の者については、職歴欄の記載に、応募資格である「おおむね 3 年以上の困難を有する子供 ・ 若者に関する支援又は相談業務の経験年数」を有することが分かるよう記述すること。
※ 書類に不備等があった場合は、受理しない。

出願票

(公的機関・民間団体職員用)

【1】～【3】について記述し、提出してください。様式等は以下の通りです。

所属・氏名表示、A 4 用紙縦型、横書き、MS 明朝 10.5 サイズ、手書き不可

余白（標準）・原稿用紙設定・罫線設定・行間の 変更不可

また、各項目に文字制限はありませんが、2 枚以内に収めてください。

※様式等は守って記述してください。

※事例を記述する場合は、年齢、性別、その他等の事実を変更し、個人が特定されることがないように記述してください。

* * *

【1】本研修を 志望した動機 について記述してください。

【2】この分野（子ども・若者支援）を 選んだきっかけ を記述してください。

【3】今後、アウトリーチ（訪問支援）の活動をどう行っていくのか 記述してください。

出願票

(公的機関・民間団体職員以外)

【1】～【3】について記述し、提出してください。様式等は以下の通りです。

所属・氏名表示、A 4 用紙縦型、横書き、MS 明朝 10.5 サイズ、手書き不可

余白（標準）・原稿用紙設定・罫線設定・行間の 変更不可

また、各項目に文字制限はありませんが、2 枚以内に収めてください。

※様式等は守って記述してください。

※事例を記述する場合は、年齢、性別、その他等の事実を変更し、個人が特定されることがないように記述してください。

* * *

【1】本研修を 志望した動機 について記述してください。

【2】この分野（子ども・若者支援）を 選んだきっかけ を記述してください。

【3】今後、どのような活動をしていきたいか 記述してください。

実地研修先として希望する研修受入団体と研修期間

氏名：

	研修場所	研修受入団体名	受入 可能人数	受入期間		希望順位 (※2)	希望期間	志望理由(必須)(※4)
公 的 機 関 等	千葉県山武郡 山武市他	山武郡市広域行政組合教育委員会 山武郡市教育相談センター	※5 1～2名	10月22日(月)～10月30日(火) (8泊9日)	7日間			
	沖縄県那覇市	子ども若者みらい相談プラザsorae (沖縄県子ども若者総合相談センター)	※5 2名	12月4日(火)～12月11日(火) (7泊8日)	7日間			
民 間 団 体 等	宮城県仙台市	特定非営利活動法人 わたげの会 (社会福祉法人 わたげ福祉会)	計6名	9月24日(月)～12月28日(金) ※研修生と調整の上、決定する ※研修の受入は、3名毎とする	10日間		※3	
	富山県黒部市	※1 特定非営利活動法人 教育研究所	※5 3名	10月22日(月)～10月28日(日) (6泊7日)	7日間			
	富山県富山市	※1 特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター	計6名	9月24(月)～11月30日(金) ※研修生と調整の上、決定する ※研修の受入は、2名毎とする	7日間		※3	
				9月24(月)～11月30日(金) ※研修生と調整の上、決定する ※研修の受入は、2名毎とする	10日間		※3	
	東京都渋谷区	特定非営利活動法人 ピアサポートネットしぶや	3名	10月22日(月)～10月30日(火) (8泊9日)	7日間			
				10月22日(月)～11月2日(金) (11泊12日)	10日間			
	東京都福生市	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター	計4名	10月8日(月)～10月16日(火) (8泊9日) ※必要に応じて日程調整可	7日間		※3	
	佐賀県佐賀市	特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス	※5 2名	10月15日(月)～10月26日(金) (11泊12日)	10日間			
			※5 2名	11月5日(月)～11月16日(金) (11泊12日)	10日間			

※1 研修中の宿泊先は研修受入団体が指定する(又は研修受入団体の施設で宿泊することも可能)。

※2 第1希望～第6希望まで順位を記入すること。

※3 受入期間の指定がない(又は日程調整可能)研修受入団体を希望する者は、希望する期間についても可能な限り時期等を記入すること。

※4 志望する研修受入団体の全てに志望理由を記入すること。(同一団体内であれば同上でも構わない。)

※5 保有資格や受入に関する条件等がある。(詳細については、各研修受入団体の研修計画書に記載している。)

平成 30 年 月 日

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当） 付
参事官（青少年支援担当） 殿

所属する団体の名称及び機関・団体の長の氏名

印

平成 30 年度「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項に
おける推薦について

標記について、下記の者を研修生に推薦する。また、被推薦者の略歴書に記載した事項に相違なく、募集要項 5 の応募資格を満たす者であることを確約するとともに、研修生として決定した場合は、研修の全日程に参加することに同意する。

被推薦者氏名（研修応募者氏名）

機 関 ・ 団 体 名 称	ふりがな
機 関 ・ 団 体 の 長 の 氏 名	ふりがな
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
H P ア ド レ ス	
組織概要 (設立趣旨)	
組 織 体 制	全職員数 常勤 名 / 非常勤 名

- ※ 本推薦書は、別紙様式 3 で希望した研修受入団体に送付する。
- ※ 所属先が地域若者サポートステーションの場合は、受託元の団体名とその代表者も合わせて記載すること。
- ※ 所属地住所は現在勤務している住所のみを記載すること。

個人情報に関する誓約書

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年支援担当） 殿

アウトリーチ（訪問支援）研修（研修に当たっての連絡調整や実地研修等全て含む。）
において知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏
名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる
ものを含む情報）。以下、「個人情報等」という）の保護のため、下記事項の遵守及び
全ての個人情報等について守秘を誓約します。

記

1. 個人情報保護に関する法令並びに貴府、研修受入団体及び研修講師の指示等に従い、
情報の取扱方法を厳守し、個人情報等の保護を徹底して行います。
2. 個人情報等について、不正に使用し又は第三者に漏えいすることは絶対にしません。
また、第三者に個人情報等が漏えいするおそれのある全ての行為を行いません。
3. 上記各項の誓約に違反し、個人情報等が第三者に漏えいした結果、貴府、研修受入
団体及び研修講師が被った被害について、賠償等の全ての責任を負います。
4. 個人情報等の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ又は生じるおそれがあることを知
った場合は、速やかに報告します。

以上

平成 年 月 日

所属住所 _____

所属名所 _____

住 所 _____

氏名 _____ 印

平成30年度 アウトリーチ(訪問支援)研修【合同研修一前期】
日程表

於: 国立オリンピック記念青少年総合センター

9月10日(月)	
13:30～	開会の辞
13:35～13:50	施策説明:「困難を有する子供・若者に対する施策説明」 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年支援担当
13:50～16:20	平成29年度受講生 「アウトリーチ(訪問支援)研修から学び得られた事柄」 吹田市子ども・若者総合相談センター ぶらっとるーむ吹田 青少年相談員 佐々木 恵太郎氏 医療法人 静光園 フリースクール・カウンセリングルーム ソフィア マネージャー 光富 有美氏 佐賀県総合福祉センター 佐賀県中央児童相談所 児童福祉司(副主査) 斉藤 考生氏
16:30～17:00	各研修生「自己紹介」
17:00～	「実地研修に伴う受入団体との情報交換」
9月11日(火)	
9:00～15:00 講義・演習①	「地域の関係機関・社会資源を活用した支援とソーシャルワーク論」 久留米大学 文学部 社会福祉学科 教授 門田 光司氏
15:10～18:10 講義・演習②	「傾聴の初歩実習」 大阪経済大学 人間科学部 教授 古宮 昇氏
9月12日(水)	
9:30～13:00 講義・演習③	「効果的なインテーク手法について」 認定特定非営利活動法人 育て上げネット 若年支援事業部 就労支援担当課長 古賀 和香子氏
14:00～18:00 検討会	「ケースの共有方法」 若者総合相談窓口 With You きのかわ 統括マネージャー 三栖 美紀氏 地域若者サポートステーションきのかわ キャリアコンサルタント (平成29年度受講生) 宮本 恵梨菜氏
9月13日(木)	
9:00～18:00 講義・演習④	「アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ①」 特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史氏
9月14日(金)	
9:00～13:00 講義・演習⑤	「アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ②」 特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史氏
13:00～	閉会の辞

(別添資料2)

平成30年度 アウトリーチ(訪問支援)研修【合同研修一後期】
日程表

於:国立オリンピック記念青少年総合センター

平成31年2月6日(水)

13:00～

開会の辞

13:00～18:00
※発表の進捗状況に
よって変動が生じる

「各研修生による実地研修報告会
及び実地研修で学んだ事柄の情報共有」

研修生20名発表(各自10分程度)

平成31年2月7日(木)

9:00～18:00

「多面的アプローチによる事例検討」

講義・演習

特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス

代表理事

谷口 仁史氏

平成31年2月8日(金)

9:00～12:30

「実地研修の省察と研修成果共有を図るグループワーク」

班別演習

若者総合相談窓口 With You きのかわ

統括マネージャー

三栖 美紀氏

地域若者サポートステーションきのかわ

キャリアコンサルタント

宮本 恵梨菜氏

12:30～

閉会の辞